

地域包括ケア推進計画 (第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)				取り組み状況(平成30年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み	担当		
互いに認めあい、 参画する地域社 会づくり	(1)高齢者の社会参 加・交流の促進	①自主グループ活動への支援	健康増進課	地域における多様な活動を支援するために、「元気アップマップ」を作成して 広報を希望する団体を掲載し、市報折込にて全戸配布を行った(平成28年度 ～30年度末時点で計3回発行)。 自主グループ活動への支援として、介護予防に資する専門職を派遣する「出 張元気アップ教室」(平成28年度から実施。30年度派遣回数217計回)、体操 を通じた通いの場の立ち上げ支援を行う「元気アッププロジェクト」(平成28年 度から実施、28年度～30年度末時点で計6箇所立ち上げ、専門職による体 操グループ立ち上げ継続支援計10回)を実施した。	元気アップMAPは引き続き作成、配布 高齢者の社会参加を促すべく、自主グループ活 動への支援及び、体操を通じた通いの場の立ち 上げ支援については継続して実施する。
		②高齢者の社会参加・交流を 支援する場の提供	健康増進課	脳トレと軽体操、仲間づくりの要素を盛り込んだ「脳の元気アップ教室」をシ ルバー人材センターに委託し、年1回以上開催(平成27年度～)。平成30年 度は延べ671人が参加。また、歩行機能、認知機能の改善が期待される「ふ まねっと教室」をNPO法人に委託し、市民ボランティアの協力のもと開催(平 成28年度～)。平成30年度は延べ410名が参加。教室終了後も脳の元気アッ プ教室では受講者が主体となって憩いの家等で定例的に自主的活動を実施。 ふまねっと教室も市民サポーターが中心となり、ふまねっと教室を定例 的に実施し、交流が続いている。	引き続き、高齢者が担い手とし活躍し、仲間づく り・居場所づくりにつながる「脳の元気アップ教 室」「ふまねっと教室」を実施する。
		③老人クラブ活動の支援の継 続	健康増進課	単位クラブによる「健康活動・友愛活動・奉仕活動」(全国三大運動)を中心と した活動を「東村山市老人クラブ連合会」と連携し、支援した。 平成30年度 補助対象団体数 39団体(延べ会員数 2379人)	新たな会員を獲得し、活性化を図るため、老人ク ラブが行う各種活動を側面支援する。
		④長寿を共に祝う会の継続	健康増進課	市内在住宅の79歳以上を対象として、長寿を共に祝う会を開催した。各町 の考え方にに基づき、長寿を共に祝う会の開催に替えて対象者への個別の記 念品配布を行う町もある。対象者数については、年々増加している。	基本的には現在の事業実施方針で継続するが、 高齢者数の増、実施会場の収容人員等を踏まえ つつ、各町で無理なく開催できるよう実施のあり 方を継続して検討する。
		⑤シルバー人材センターの事 業活動の支援	健康増進課	シルバー人材センターへの補助事業のほか、平成27年度より開催を委託し た「脳の元気アップ教室」については、平成30年度末時点までに第6期までの 教室実施を行った。シルバーの会員を中心とした緩和した基準による訪問介 護事業の委託を継続。	「脳の元気アップ教室」については、引き続き開 催を継続。緩和した基準による訪問介護事業の 委託を継続。利用者拡大のための広報周知や情 報収集の実施。
	(2)地域包括ケアシス テムの深化・推進に向 けた体制の整備	①PCDAサイクルの活用による 保険者機能の強化に向けた体 制等の構築	介護保険課	第7期地域包括ケア推進計画の進捗管理の強化をし、計画の着実な推進を 図った。	第8期に向けての調査委託を令和元年度に行う 予定である。それを基礎に市の実態にあった計 画を検討していく。
		②地域ケア会議の充実	健康増進課	平成30年度には地域における多様な課題に対し多職種連携を図り検討を 行った。各地域包括支援センター合計で34回開催することができた。 平成30年度からは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよ う多職種で検討する「介護予防・自立支援に向けた地域ケア個別会議」を試 験的に開催。(平成30年度5回開催)	「介護予防・自立支援に向けた地域ケア個別会 議」の充実を図る。

地域包括ケア推進計画 (第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)				取り組み状況(平成30年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み	担当		
わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制	(1)相談支援体制の強化	①地域包括支援センターの相談体制の強化	健康増進課	全国統一の評価指標を活用し、評価・点検を行った。障害・介護分野のケアマネに対し、年齢到達等の要因で障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を検討する研修会を実施。中部地域包括支援センターの相談体制を強化するため、職員1名増分の予算要求を行った。	他所管との連携を強化することにより、一体となったサービス提供を実現する。中部地域包括支援センターの相談体制を強化するため、職員を1名増員する。
		②相談に関するスキルの向上と環境整備	介護保険課	平成30年度において課内研修を実施し、相談に関するスキルの向上を図った。健康福祉部の事務室の再配置を行い、業務効率の向上を図った。	令和元年度については更なる相談体制の構築及び所管間の連携を図る。
市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり	(2)情報提供に関する取り組みの充実	①情報提供に関する取り組みの充実	介護保険課 健康増進課	平成30年度においても、例年開催している介護保険制度説明会を市民向けに開催した。24時間365日体制で、相談窓口を開設している。出張説明会や認知症に関する講座等を市内各地で実施し、併せて包括支援センターの周知を行うことにより、身近で相談しやすい体制を築いた。市民課と協力して、転入者に地域包括支援センターのチラシを配布し、相談窓口の周知を図った。インターネット等を活用し、動画等で周知を行った。	市内主要ヶ所において、地域包括支援センターの周知用チラシ等を配布し、認知度を向上させる。市民説明会、出張説明会等は継続して実施する。
		①地域包括支援センター事業の展開	健康増進課	地域住民同士による、支え合いの体制づくりのため、生活支援コーディネーター側面的支援として、月1回以上の定例会の実施や、定例会に学識経験者を招き、研修会を行った。地域包括支援センターの認知度向上のため、チラシ等を活用し周知を図った。	平成31年度より、第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、第2層生活支援コーディネーターの支援や、市全域における助け合いの仕組みづくりについて検討を行う。元気アップMAPの全戸配布
		②介護予防・日常生活支援総合事業の推進	健康増進課	地域活動マッチングイベントを開催し、530名が参加。地域活動の発展に寄与した。市民同士による助け合い活動である、生活支援活動を行う団体に対し、補助を実施(8団体)住民自身が早い段階での虚弱(フレイル)への気づきを促すだけでなく、元気高齢者の活躍の場としても期待ができるフレイルチェック事業や、フレイルと大きな関連のある、“食・口腔ケア”に焦点を当て、専門職、市民(食支援サポーター等)と共に活動する、会食を通じた通いの場を実施するため、協議・検討を行った。元気アップMAPを年1回全戸配布し、市民同士の支え合いが活発となるよう広報を行った。第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託するため、予算要求を行った。	新たな通所型サービス創設を念頭に情報収集を行う。平成31年度より、第1層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、第2層生活支援コーディネーターの支援や、市全域における助け合いの仕組みづくりについて検討を行う。元気アップMAPの全戸配布。年度内にフレイルチェック、会食を通じた通いの場を実施する予定である。
		③家族介護者教室および家族介護者の集い(らくらっく)の継続	健康増進課	家族介護者の負担軽減やスキルアップのための家族介護者教室を1回実施。家族介護者の集いに関しては、会を自立して運営できるよう支援し、実現。自立し拡大・発展できるよう、相談を受ける等の側面的支援を行った。	自立し拡大・発展できるよう側面的支援を継続する。
		④医療と介護の連携の推進	健康増進課	医療・介護連携推進委員会において医療と介護の連携の仕組みづくり等について検討を行った。平成30年度は年3回開催。在宅療養支援窓口・在宅医療連携推進事業(平成30年度に助言歯科医を配置)を継続実施した。連携・支援体制として基幹型地域包括支援センターに在宅医療コーディネーターを配置し実施した。	継続実施 市民向けに、在宅療養支援窓口の活用と「在宅医療」「看取り」等についても周知を行う予定。

地域包括ケア推進計画 (第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)					
基本目標	施策の方向	おもな取り組み	担当	取り組み状況(平成30年度末時点)	今後の方針・課題等
福祉を推進しているためのまちづくり	(2)権利擁護支援体制の充実	⑤認知症施策の推進	健康増進課	認知症初期集中支援チームを市内医療機関に設置(平成29年度～)。市民に対し認知症への理解を深めるべく認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座、徘徊模擬訓練を実施。	継続実施 市民への認知症に対する理解の推進を図るべく、市民である認知症サポーターが参加する話合いの場を設け、定期的に活動を行う。 企業向けにオレンジリングに代わるステッカーを作成予定。
		⑥高齢者紙おむつ代支給事業の継続	健康増進課	高齢者紙おむつ代支給事業として在宅の要介護高齢者の介護等に必要なおむつの購入費(1月～12月購入分)に対して助成金(上限24,000円/年)を交付し、その家庭における経済的負担の軽減を図った。平成30年度は、235人を対象に助成金を交付した。	事業のあり方を見直し、おむつ代の支給額の見直しや支給方法の検討を行う必要がある。
		⑦長寿記念品贈呈事業の継続	健康増進課	88歳および100歳を迎える方を対象に、その長寿を祝うとともに敬老の意を表すことを目的とし、長寿記念品(88歳:5,000円相当 平成30年度贈呈605人 100歳:25,000円相当 平成30年度贈呈37人)を贈呈した。100歳を迎える方に対しては市長又は職員の訪問による祝状および記念品の贈呈を行った。	継続実施
		⑧移送サービスの支援の継続	介護保険課	引き続き多摩地域福祉有償運送運営協議会を通して市内の福祉有償運送事業の活性化を図っている。	福祉有償運送の利用者拡大を図るため、情報提供等の方法を検討する。
	(1)地域に暮らし続けるための環境整備	①高齢者の権利擁護の充実	健康増進課	認知症声かけ訓練や市民向けの認知症サポーター養成講座を企画・実施した。日常生活の中でできるゆるやかな見守り活動の1つである行方不明高齢者等検索メール配信を開始(平成29年度)。平成30年度末時点でメール配信登録233件	継続実施
		②成年後見制度の周知と市民後見人制度導入の検討	健康増進課 地域福祉推進課	成年後見制度および地域福祉権利擁護事業の積極的な推進、周知を図った。また、経済悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が成年後見制度を利用できるようにするための成年後見人報酬助成制度の利用があり、活用が見られた。市民後見人の養成及びフォローアップを推進した(登録者6名)。	継続実施
	(1)地域に暮らし続けるための環境整備	①地域密着型サービス事業所の整備・充実	介護保険課	平成31年度において北部圏域:認知症対応型共同生活介護1事業所を指定。令和元年9月に整備予定となっている。	今後の施設整備について、第8期計画策定を目的に整備計画を検討する。
		②高齢者の住まいへの対応	介護保険課	高齢者の住まいに関する情報提供の継続及び有料老人ホーム等の整備方針の検討を行った。	有料老人ホーム等の整備方針を策定する。
③高齢者住宅事業(都営住宅内シルバーピア)の生活相談機能の強化		健康増進課	管理業務にとどまらない生活相談等の必要性を考慮し、ワーデンと呼ばれる常駐型管理人による管理から、生活相談の機能を有したLSA(ライフサポートアドバイザー)へ転換を実施(平成29年度に都営住宅5棟全てについて完了)。	継続実施	

地域包括ケア推進計画 (第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)				取り組み状況(平成30年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み	担当		
		④バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	地域福祉推進課	市内施設の大規模修繕等に合わせ、バリアフリー化を推進する。H30年度は、社会福祉センター改修にあたっての実施設計を行った。	継続実施
	(2)介護サービスの質の向上と介護給付の適正化	①介護サービス事業者への助言、支援	介護保険課	問い合わせがあった際、随時の対応をしている。また、事業所からの質問においては、「保険者の見解」となるため指導部門の地域福祉推進課と共有し、見解を一致させて回答をしている。また、サービス事業所連絡会からの要望に応じ、サービス提供に関する研修会等も開催した。	事業所向けQ&Aの作成のはじめとして、平成31年度は居宅介護支援のQ&Aを作成予定。また、事業所支援の一環として、看護・小規模多機能居宅介護向けの研修会を2回予定。
		②介護給付適正化の取り組みの推進	介護保険課	東京都国民健康保険団体連合会より提供される縦覧点検等(エクセルデータ)を活用し、請求誤り等を見つけ保険給付費の適正化に努めた。また、長期利用のショートステイ及び福祉用具の同一品目の貸与等について、事業所より市へ提出している申出書と国保連の給付状況等を活用し適正な請求になっているかの確認をした。 特に「ケアプラン点検」について集中して取り組んだ。「リ・アセスメントシート」でのケアプラン点検に移行して1年目だったので、保険者も参加しての点検や、点検後の報告書を、点検受けたCM・点検者側の主任CMIにバックするような取組を開始し、より「保険者と介護支援専門員が共に行う…」という部分を重視した。また、「ケアプラン点検研修会」においても、実際に研修をしてどこが弱いかを確認した上で、講師と内容を精査して企画した。 (認定係) ◆要介護認定の適正化 遠隔地以外の認定調査をすべて市所属の認定調査員及び職員が直営で行い、認定調査結果の点検を全件実施した。 認定審査会において各合議体間の判定のばらつきが出ないよう、改めて審査の手順等について確認した。	東京都国民健康保険団体連合会より提供されたデータの中で活用できていない部分を抽出し点検に活用する予定。 昨年同様、ケアプラン点検には注力しつつ、「自立支援・重度化防止」にむけた取り組みに関しても、多種のサービス事業所に対して研修会等は実施予定。
		③介護サービス事業者に対する実地指導および集団指導の推進	介護保険課 地域福祉推進課	平成30年度から指導業務は地域福祉推進課に移管した。しかし、ノウハウ等、実際に一緒に指導に入りながら引継ぎを実施。また、集団指導等も初回は共同開催という形をとり、ノウハウを引き継いだ。苦情・虐待のケースによっては、常に情報を共有し連携し取組んだ。	実地指導においては、当日確認するケースの選定をはじめ、介護保険課のもつ事業者情報を共有する。また、集団指導の内容や開催時期についても、地域福祉推進課と連携しながら実施予定。
	(3)地域における見守りネットワークの充実と避難行動要支援者の支援	①老人相談員事業の継続	健康増進課	70歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象に、老人相談員が訪問して緊急連絡先調査を行い、名簿を作成する。名簿をもとに年間を通じて見守り活動を実施した。また、名簿情報を老人相談員、市及び地域包括支援センターで共有し、見守り・相談活動への活用を図った。 老人相談員の欠員地区については、市または地域包括支援センターで緊急連絡先調査を行い、名簿を作成。相談機関として担当包括の紹介を行った。	近年増加する高齢者に比例して、老人相談員の負担が増加していることから、対象年齢の引き上げ等の検討をする。地域包括支援センター等関係機関との連携強化、地域の見守り活動団体等とのネットワークの構築などを図ることで、継続性のある事業とする。 同時に、災害時要援護者台帳等、類似のシステムとの関係を整理する必要がある。

地域包括ケア推進計画 (第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)				取り組み状況(平成30年度末時点)	今後の方針・課題等
基本目標	施策の方向	おもな取り組み	担当		
		②高齢者配食サービス事業の見直し	健康増進課	在宅での暮らしを支えるため、ひとり暮らし高齢者等食事の調理が困難な方に栄養バランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、見守り等安否確認を行うことを目的とした市の配食サービス事業を実施。その他利用者が必要なサービスを選択出来るように、民間業者を含めた情報提供を市のホームページで行っている。	高齢者の食支援施策については、あり方の検討を継続。
		③高齢者見守り事業の継続	健康増進課	住民による見守り活動等、生活支援を行う8つの住民団体に対し、活動費の補助を実施した。	生活支援コーディネーターを中心に、今後も生活支援を行う団体を、支援・創出する。
		④高齢者緊急通報システム事業の継続	健康増進課	ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯で、慢性疾患により常時注意を要するかたに対し、生活の安全確保のため事業を継続実施している。平成30年度新規設置件数は13件。平成30年度末時点において、総設置件数は80件。	継続実施
		①避難行動要支援者(災害時要援護者)の支援対策の推進	企画保険料係、高齢者支援係	平成24年12月に開始した、要援護者に対する地域のつながりづくりや緊急時の支援に活用するための要援護者台帳(手上げ方式)への登録を継続して実施している。申請書を、要介護認定結果通知と同封することで、制度の周知と登録の促しを行った。登録者に対し、改正災対法により、避難行動要支援者名簿として引き続き整備していく旨の周知を行った。	今後も継続して実施するとともに、高齢者緊急連絡先名簿等、他のシステムとの関係を整理する必要がある。